



## 中央会の主な事業等活動予定（12月）

平成29年11月20日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
12/4	月	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
12/4	月	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部 ☎043・306・3284
12/12	火	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：千葉県測量設計補償協同組合	工業連携支援部
12/12	火	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：協同組合シー・ソフトウェア	商業連携支援部
12/14	木	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
12/18	月	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県貿易協同組合	工業連携支援部
12/15 -16	金・土	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉民医連事業協同組合	商業連携支援部
12/25	月	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県自動車整備商工組合	工業連携支援部
<b>■ 組合等基盤強化事業</b>			
12/6	水	<b>地域組合等活動支援事業</b> 対象：海匝・銚子地域組合懇談会	工業連携支援部
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
12/1	金	千葉県中小企業団体事務局責任者協会・千葉県中小企業組合士会 視察研修	経営支援部 ☎043・306・3282
12/6	水	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業	商業連携支援部



### 千葉県中小企業団体中央会

### 平成30年 中小企業団体千葉県新春交流会

平成30年1月26日（金）15:30~18:00

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉県美浜区ひび野 2-120-3

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆さまに多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成28年度連携組織活性化研究会		
対象組合等	ユーカリが丘商店街振興組合		
	▼組合データ		
	理事長	可児憲之	住所
	設立	平成21年3月	
組合員	34人	業種	サービス業中心の異業種
テーマ	外国人を集客するためのイベント・コンテンツ		
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)		
専門家	ガーデニング・コンサルティングオフィス 代表 伊藤 壮平		

背景と目的

ユーカリが丘商店街振興組合は京成本線ユーカリが丘駅を中心としたおおむね500mのエリアで営業している店舗・事業者で構成される近隣型商店街です。

組合の設立は2009年（平成21年）ですが、前身の商店会時代より30年以上地域活性化や住民連携に寄与する各種イベントや、地域ボランティア団体と連携した防犯パトロール等の活動を実施してきました。

近年のインバウンド（外国人訪日旅行）の高まりから、成田空港にほど近い立地としてユーカリが丘駅前のホテルへの外国人観光客の宿泊が増加傾向にあります。宿泊する外国人がホテルから外出することは少なく、半ば「素通り」の状態ではないかとの認識を抱いています。これらの外国人観光客への街の魅力の周知に加え、2020年の東京オリンピックを見据え、ユーカリが丘地区自体の外国人観光客の集客策も合わせて検討を進めているところです。

このことを踏まえ、今回の連携組織活性化研究会では「外国人を

集客するためのイベント・コンテンツ」、「インバウンド対応におけるWi-Fi、デジタルサイネージ等広告の有効活用手法」、「外国人観光客集客に活用できる補助金」について検討を行いました。

事業の活動内容

①外国人を集客するためのイベント・コンテンツ

日本政府は2013年に策定の「日本再興計画」で目標とした「2020年に訪日外国人2千万人」の目標を2016年に達成したことを受け、その後の「明日の日本を支える観光ビジョン」で目標を2020年に4千万人、2030年に6千万人と倍増させました。また同時に訪日観光客の消費額を2020年に2015年の2倍超の8兆円、2030年に15兆円にする目標も掲げています。「インバウンド」というと欧米系の訪日外国人を連想することも多いですが、JNTO（日本観光局）の調べによると2016年の国別の訪日外国人数は隣国の中国・韓国・台湾・香港から1743万人、タイ・

マレーシア・シンガポール・フィリピン等の東南アジア地域を加えると約9割となります。2015年に中国からの訪日客が倍増し、韓国を抜いて世界一の訪日国となり、経済成長が続くアジア諸国の伸び率も高くなっています。中国人口13億人を勘案すると0.46%「しか」訪日していません。UNWTO（国連世界観光機構）が2015年に調査した外国人旅行者の渡航先国ランキングで日本は現在16位、アジアでは5位となっており日本のシェアの伸び代はまだまだ大きいということになります。

合わせて観光庁「訪日外国人の消費動向」によれば訪日観光客の渡航における満足度は9割が「満足」「再訪意向」があり、リピート化が期待されています。

このことから最初は団体旅行で「ゴールデンルート」と呼ばれる東京―箱根―富士山―名古屋―京都―大阪といった所謂「超有名観光地」を回る旅から、個人手配による具体的な目的（スキー、温泉に入りたい、祭り、アニメ（聖地巡礼）、ラーメンが食べたい、酒蔵を訪ねてみたい、桜が見たい…）

を叶える旅が増えてくることが予想されます。さらに旅行者が成熟してくることで郊外・地方の「普通の日本」が見たいというニッチ層の増加も予期されます。

「普通の日本」とはいえ、訪日外国人を取り込むには日本人向けそのままではなくパッケージングが必要で、パッケージングの要素としては、外国人ウエルカムで安心でき便利な「受け入れ態勢の整備」、外国人目線の「わかりやすい発信」、SNSなどで伝播が期待できる「尖っているフック」を整備することで「外国人に伝わる」コンテンツとなり得ます。

外国人集客に成功している先進事例として、岐阜県飛騨市の「SATOYAMA EXPERIENCE」(里山体験)、滋賀県守山市の「ピワイチ」(琵琶湖を自転車で1周)、中国路線が増加している富士山静岡空港が所在する静岡県牧之原市の歴史(浅間神社・久能山東照宮)と食(清水のマグロ)とコンテンツ(ちびまる子ちゃん、コスプレ)の複合的なパッケージングなどの取り組み事例を考察しました。

## ② インバウンド対応におけるWi-Fi、デジタルサイネージ等

### 広告の有効活用手法

訪日外国人の一番の困っていることは自分のスマートフォンをインターネットに接続したいが、Wi-Fiがどこにあるかわからないという点です。

研究会ではWi-Fiの設置手法について、アクセスポイントを街中に敷設する手法、人の集まるエリアに「点」として設置する手法、個々の事業者の事業者の回線を間借りして「面」として整備する方法を、メリット・デメリットを踏まえ検討しました。

但しWi-Fiの設置は、当たり前ですが設置すれば外国人観光客が増えるわけではなく、来訪動機の拡充、滞在時間の延長、回遊してもらおう等、満足度向上のための施策という認識が重要です。一方デジタルサイネージの利点として

- ・書き換えが可能(ポスターのように張り替えコストがかからず限られたスペースで色々な情報を発信できる)

- ・状況に応じたコンテンツの出し分け(朝昼晩の時間帯、イベント

時、閲覧者別など)

・インタラクティブ(タッチパネルを備えて見たいものを切り替えられる)

であることが挙げられます。

スマートフォンと連携してサイネージで知った情報を持ち歩くことや、より深掘りできるようにしたり、スマートフォンにクーポンを発券して店舗等に誘導することも可能です。SNSと連携して「街の掲示板」としての活用も可能です。またスマートフォンでは自動的に知りたいことを調べるだけ(知らないことは調べられない)ですが、サイネージではプッシュ的に、スマホでは調べづらい「とてもないローカル」な情報を提供することが可能です。

訪日外国人に向けてサイネージを整備するにあたり「外国人が必要な情報」が何かを認識する必要があります。一番のニーズは前述した「スマートフォンを利用するのに無料Wi-Fiがどこにあるか」ですが、それ以外にも交通手段や飲食店、自分が知らない、気づかない情報との出会いを求めています。

## ③ 外国人観光客集客に活用できる

### 補助金

インバウンド対策として活用できる補助金として、国の施策では平成28年度補正予算「地域未来投資促進事業(商店街・まちなか集客力向上支援事業)」、平成29年度「地域・まちなか商業活性化支援事業」、千葉県の施策では千葉県地域商業活性化事業の「活性化実践事業」訪日観光客商店街おもてなし事業」などのスキームを検討しました。

但し近年の補助金は、商店街の中長期の方向性の策定及び地域住民のニーズを懸案しコンセンサスを形成することが条件であることに留意が必要です。

### 今後の事業展開・展望

これまでもユーカーが丘商店街振興組合は、山万株式会社、ユーカーが丘商店連合会やNPO法人ユーカータウンネットワーク等の地域団体と連携しながら、まちづくりの取り組みを継続的に実施してきました。インバウンド施策でもPDC Aサイクルを回しながら、継続的改善の持続的な取り組みが肝要となります。

(伊藤 壮平)

テーマ 組合組織による生産性向上・取引力強化

## 地域団体商標「姫路おでん」による取引力強化

### 姫路おでん協同組合

「マス」と「パーソナル」を組み合わせた意図的、継続的な様々なPR活動と、組合だけでなく食に関わる様々な地域団体と「姫路おでん」をキーに連携したことである。

#### 背景と目的

播磨地域活性化のため社会貢献活動をしているNPOコムサロン21内に、平成19年「姫路おでん」普及委員会が発足。様々なPR活動等によって、全国に幅広く認知され、平成23年「姫路おでん」は地域団体商標登録された。平成25年から市の助成金がなくなり、事業活動資金が激減、自主財源で事業を推進しなければならなくなった。

#### 事業・活動の内容と手法

支出を抑えるためイベントの選択と集中を図った。採算を考えて宣伝効果のあるイベントに絞るた

め、当組合の呼びかけで「全国ご当地おでん地酒サミット」を企画した。毎年全国各地で実施され、平成29年は第5回目が姫路市で実施された。

収入を増やす取組みとして、まずは組合員・加盟店増に努めた。毎年度、加盟店を案内する「姫路おでんガイドマップ」を新たに発行、新加盟店を案内できる体制になっている。また、姫路おでん具材の開発のため地元農家、漁業組合、地酒メーカー、食品メーカーや様々な地域団体と連携し、「姫路おでん」をおでん店だけのもにしないよう取り組んできた。開発した商品は加盟店等で販売されている。昨年3月にはJR姫路駅構内に「おでん本舗」をオープン。組合員と競合する事業になるため、NPOコムサロン21が主体となり、コムサロンが厚生労働省・市から受託している「ひめじ若者サポートステーション」を通じて、ニートの若者に就労

訓練や働く場を提供するなどして連携し、効率的な運営がなされている。

#### 成果

週間ダイヤモンド「につぼん」ご当地まるごとランキングで関西6位にランキングする等「姫路おでん」ブランドが広く認知されている。加盟店は年々増加、現在62店舗に。「姫路おでんレトルト」に加え、新たに姫路おでん具材も開発され、組合員・加盟店を通じて名物商品になっている。

また「姫路おでん」の韓国出店は組合に新たなブランド効果をもたらし、取引力強化の一翼を担いつつある。マスコミを積極的に活用し



姫路おでんキャラクター しょうちゃん



姫路おでんガイドブック



姫路おでん本舗

た「マス」とHP・SNS等を活用した「パーソナル」を組み合わせた意図的、継続的な活動が姫路地域全体に浸透しつつある。

#### 姫路おでん協同組合

住所：〒670-0923  
兵庫県姫路市呉服町48  
大手前通りハトヤ第一ビル5階  
設立：平成19年1月  
出資金：260千円  
電話：079-224-8803  
URL：http://www.himejioden.jp  
業種：食品メーカー、飲食業等  
組合員：22人

## 組合 Q & A

### 脱退者に対する延滞金の徴収について

Q II 法定脱退者が組合に対する経費又は幹旋原料代等を滞納しているとき、仮に本年4月に法定脱退した者に本事業年度末たる〇年3月末に持分算定の上、払戻すことになるが、この場合4月以降滞滞金の払込みがない場合、年度末までの延滞金（定款及び総会議決をもって徴収するよう規定されている）をも加算して、払戻持分より差し引いて支障ないと解せられるが、それではよろしいか。

「A」脱退した者に対し、債権を有する組合が脱退者に支払う持分と、その債権を相殺する場合、脱退以降持分支払までの期間に対し、定款に定める延滞金を課することはできないものと思われる。定款は組合員でなくなった脱退者に対しては効力を及ぼさないもので、脱退者から定款の規定によって徴収することができないものと考えられるからである。ただし、脱退時より持分の確定

するその事業年度末までは、脱退者の債務不履行に対し、民法の法定利率（年5%）による利息を課することができる。

### 員外理事の資格について

Q II 組合員の後継者で組織する青年部の役員を組合理事として登用し、役員若返りと、組合事業の活性化を図りたいと考えている。青年部の役員は組合員企業の役員になっている者が多いが、個人事業者の後継者である者やまだ組合員企業の役員になっていない者もいる。これらの者を役員にするこ

とができるように定款に「員外理事」の規定を設けたいが、その際「員外理事」を組合員の後継者である青年部の役員に限定する規定にすることは可能かご教示願いたい。

「A」中協法では、員外理事の定数については、第35条第4項により員外理事の組合業務運営の支配を避けるために一定の制限を付している。しかし、員外理事の資格については、中協法では特に制限

規定は設けてはいないので、中協法の趣旨及び公序良俗に反しない限り組合が自主的に定め得るものと解される。

ご質問のように、員外理事を組合員の後継者に限定することは、組合運営が組合関係者のみの運営となり、法の趣旨に反するものでないので差し支えないと思料する。

中協法で「員外理事」を定めた趣旨は、「正規理事（員内理事）」が自己の企業の事業もあることから、組合の事業運営に専念し得ないおそれがあり、他方員外からも広く人材を起用することが望ましいという点にある。

員外理事の資格を、組合青年部である組合員の後継者に限定するのも一つの方法であるが、組合事業運営に精通した人材を広く外部から起用することも考えてみる必要があると思われる。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

### 組合士検定にチャレンジ!!

#### ○記述問題からの出題○

【問】理事会を開催することなく、理事会決議とすることができるとき、理事が提案に同意の意思表示をした場合、理事会の決議があつたものとみなすことができる。定款にこの規定を入れること、理事会議事録を作成することが条件である。

《解答》組合は、理事からの理事会の決議の目的事項が提案され、理事全員が書面又は電磁的方法により、その提案に同意の意思表示をした場合、理事会の決議があつたものとみなすことができる。定款にこの規定を入れること、理事会議事録を作成することが条件である。



テーマ 海藻発酵による新たな機能性表示素材と二次加工品の開発製造

## 千葉県海苔問屋協同組合 会員企業

### 鈴木海苔株式会社

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が認められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

#### 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

#### 申請のいきなりは？

当社は、大正7年に初代鈴木源五郎が東京

都墨田区にて鈴木商店名で海産物店を創業。

昭和21年銚子市に移転し、社名を鈴木海苔店と改め、鈴木榮一が承継。同年、千葉県海苔問屋（協）の組合員となる。昭和59年9月に鈴木海苔株を設立し、平成5年4月に代表取締役を鈴木清一に交代し現在に至る。大手スーパーマーケット等を主たる取引先とし、千葉県産はばのり、青のり、海苔各種加工品及び海藻類各種販売等を手掛けている。今回、さらなる経営の向上を図るために、経営革新計画を申請した。

#### テーマは？

##### 1. テーマ

『海藻発酵による新たな機能性表示素材と二次加工品の開発製造』

##### 2. 計画期間

▽平成27年10月～平成30年9月（3年計画）

#### 新たな取り組みの特徴は？

##### ●従来の問題点

現在、地域資源である海藻ツノマタ、コトジツノマタの房総地域の取扱量は、当社が約80%を占めている。この地域資源の海藻ツノマタ（写

真1）等は、海藻こんにやく（二次加工）で食

されているのが現状で、若い人の海藻離れもあり販売量は低迷している。そのため、漁協・漁民の生産意欲も収穫量も減少している。一方、日本における発酵食品が数多くある中で、海藻の発酵食品が皆無であるということがわかった。（図1）また、人には機能性ミネラル成分が必要で、その中でも亜鉛成分が重要（写真2）であることから、海藻を使った新たな機能性表示素材及び二次加工品の開発・製造が急務と考えていた。



写真1：ツノマタ

##### ○新たな取り組み

そこで、以下の方法により、海藻発酵によるミネラル成分（主に亜鉛）を多く含んだ新たな機能性表示素材等の開発及び販売を行うこととした。



図1：国内における発酵食品の現状



写真2：亜鉛成分の重要性を示す書籍

- ① 海藻発酵素材製造のため新たな発酵釜を開発する。
  - ② 特定混合乳酸菌を配合し、発酵・熟成を行うことで、ミネラル成分（亜鉛）を多く含んだ粉末状の2つの素材を製造する。
  - ③ 得られた素材を使った、ピーナツジャムや当社海苔等の商品を開発する。また、一部は化粧品材料としての製品化も目指す。
- 亜鉛は、生命の維持をコントロールする大切な働きをしているにも関わらず、体内製造がで

きない。亜鉛欠乏は、ストレス以上に体の異常の原因となるものと言われている。今回開発する製品を二次加工品として補うことで、亜鉛不足によってみられる肌荒れ・アトピー等といった皮膚障害や味覚・嗅覚低下等の感覚機能障害の改善に効果が見込める。また、上記の新たな取組みを実施することで売上を向上し利益率を改善させる。

### 今後の事業展開は？

計画当初はメーカーと連携し、当社オリジナルのステンレス発酵釜を選定・導入し、トライアンドエラーを繰り返し最適な発酵工程の設定を行い、生産体制を確立する。次に、展示会に出展するとともに、当社のホームページを更新し、口コミ受注も狙う。その後、新たに農業分野への進出を目指すとともに、展示会等で獲得した新規顧客への営業を加速し受注を拡大させ、売上向上を図る。今回開発する製品は、現在取り扱っている既存商品（海苔・ラーメンスープの素）等にも付加価値をつけることが可能となり、利益率を向上させる。また、生産者である漁協・漁民の収穫意欲も高まり、地域活性化にも寄与でき、当社でも事業拡大及び雇用増につながる。さらに、展示会等へ出展し新市場の獲得を図り更なる収益を確保する。

### 社長さんの一言

地域資源ツノマタの開発を始めて2年経過いたしました。一番の成果としては、紅藻ツノマ

タの乳酸菌発酵の成功です。成分分析結果も揃い、発酵液には亜鉛・マグネシウム・タウリン等のミネラルが豊富に含まれていることが証明されました。販売部門においては、発酵液を配合した自社ブランドの基礎化粧品開発から販売を開始するまでに至っております。弊社においては異種業種での開拓ということもあり紆余曲折しながら、社員一丸となって進めております。他にも、発酵液を使った栄養機能食品としての製品開発が進行中であります。今後は、ツノマタそのものの名前をもっと全国的に知ってもらうために、ツノマタのレシピ本の制作や、ツノマタを配合した食品を銚子市の食品製造業者様と連携し開発販売をしながら、宣伝広告活動にも力を入れていきたいと考えております。

### 中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎04333063282

### 企業プロフィール

- 【団体名】 千葉県海苔問屋協同組合
- 【企業名】 鈴木海苔株式会社
- 【代表者】 鈴木 清一
- 【所在地】 銚子市松本町2-952
- 【電話番号】 0479-22-2282
- 【従業員数】 17名
- 【業種】 水産食品製造業
- 【URL】 <http://www.suzuki-nori.co.jp>
- 【承認年月日】 平成27年9月30日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会



情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成29年10月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は6のまま変化なし。「減少した」業種は5のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8のまま変化なし。「減少した」業種は8から13に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は3から0に減少。「悪化した」業種は7から11に増加。

### 前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3から4に増加。「減少した」業種は9から8に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から5に減少。「減少した」業種は13のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6のまま変化なし。「悪化した」業種は15から16に増加。

## 製造業

### 酒類製造

【県内全域】

9月売上は前月比、前年比共に増加した。また、吟醸酒系は引き続き好調。

### 製材

【県内全域】

外材の一部に価格上昇は見られ、ものの業界の動きは依然として厳しいままである。

### 製材

【木更津】

10月は入港実績なし。在庫数量は減少している。

### 印刷

【県内全域】

業界の変化については以下の通り。①業界は低迷している、②印刷用紙の値下げ

### 鉄工

【千葉】

当組合が半期毎に実施している景気動向によると、景況感は総じて上向き傾向にあり、設備稼働率も上昇している。一方、材料費や外注費などの仕入価格も上昇しており、収益圧迫要因となっている。また、人手不足は続いており生産に支障をきたしている。

### 機械部品製造

【野田】

前月比売上減。対前年比売上も減。前月が好調であったため、その反動か、二週連続の台風の影響

もあつたが、全体的には大企業に引つ張られて悪くない状況。

### 機械部品製造

【流山】

業種により差があるので、良いのか、悪いのかわからない。

### 機械部品製造

【柏】

大手企業はオープンイノベーション（企業内部と外部のアイデアを組み合わせることで、革新的で新しい価値を創り出す。）の動きが活発化している。特に変種変量生産（市場ニーズの品種と量の両方の変化変動に対応してモノづくりを即応すること。）や短納期注文が増える傾向にあり、対応に苦慮している。

### 金属製品製造

【船橋】

安定しているが、人手不足で業務運営は厳しい。

### 採石

【県内全域】

先月と比較すると、落ち込んでいる。年内に横浜港の南本牧埠頭の護岸工事で大型鋼板セル中詰め材に用いた岩ズリが10万m<sup>3</sup>出荷が見込める。但し、東京湾は見通しが立たない。

### 土砂採取

【県内全域】

前月同様、依然として特需は感じられないが、最低状況は脱した感があるとの報告や山砂の需要は

少しずつ増えてきているが、反面、地域によっては洗砂・山砂共に需要が依然低調であるとの報告もある。

## 非製造業

### 【総合卸売】 【千葉県・東京都】

【文具・事務用品】 正月用品（書初め用半紙、筆、墨他）の出荷がはじまるも、他業態からの廉価品に押され、量・額とも例年に比べ低下傾向にある。

### 【リサイクル卸売】 【県内全域】

輸出価格の減少に伴い、売上の減少。

### 【建築材料卸売】 【県内全域】

全国のセメント出荷総数はここ数ヶ月前年比で回復し、低迷していた地域でも底打ち傾向が報告されているが、千葉県内は需要低迷したままで新規大型物件は殆ど無く、当分このまま前年割れが続くと推測される。東京の仕事に振り向けている社も多く収益は横這い。

### 【自動車解体】 【県内全域】

スクラップ価格が10月に8%下落。大幅な下落はなさそうとの見通しが多いが、先行きに関して不安感あり。

### 【卸売】 【茂原】

10月は1か月のうち、25日が雨降りのため、消費が落ち込み、景気は益々落ち込んでいる様子です。

### 【電気機器小売】 【県内全域】

家電メーカーが電気自動車に参入する旨発表があった。これから家電店の役割について検討を早急に始めるべきでしょう。現在の家電店は、家電の修理が減り、力を発揮出来ていない。便利屋になる前に専門を生かせる仕事を得たいものです。ただ現実を忘れず顧客に必要とされる電器店を目指すべきです。

### 【青果小売】 【千葉市】

イベントが多い月にも関わらず、毎週末が雨に見舞われキャンセルが相次いでいる。また、2週にわたり、台風が来たため、急激に入荷が不安定となっており、今後に不安を残している。売上の例年にならない落ち込みであった。

### 【中古車仕入・販売】 【県内全域】

小規模店より、小売り販売台数が減少しているとの声が多い。

### 【小売】 【東金】

ファッション関連は、秋物の動きは鈍かった。食品関係は、客単

価が若干落ちた。飲食は、客数が減少傾向。文化用品、日用雑貨は、若干動きが鈍ってきている。台風が2つあったので、その前後の売上客数とも落ちたので月トータルに影響が出た。

### 【小売】 【野田】

客単価が低迷し、売上が伸び悩んでいる。特に宝飾、ファッションなどの高額品を扱う店舗が苦戦している。

### 【青果小売】 【松戸】

野菜・果物の価格は落ち着いてきましたが、客足は伸びていない状況です。

### 【小売・サービス】 【柏】

天候不順でどの業種をとっても、良いと言うところは全く無かった。上旬では夏の様な気温の日も有り下旬には冬の様になったりと、また雨の日も多く2週連続の週末台風も大きく影響した。

### 【建設揚重】 【県内全域】

大きな変化はないが、物流関係で稼働率が上昇傾向にある。

### 【遊覧船業】 【鴨川】

天候に左右される商売である。台風が土日に2回も接近、若しくは上陸しましたので、大幅に客数が減少した。

### 【土木・建築サービス】 【県内全域】

今年のG20は7年ぶりに全ての国・地域がプラス成長になる見込み（物価停滞や過大債務といった課題が残り、高揚感は見られないが）であり、好調な世界経済を背景に、国内景気の緩やかな拡大が続いている。円安・株高を受けて訪日外国人（インバウンド）消費や高額消費も堅調に推移し、百貨店の業績も底入れしつつある。衆議院選挙の結果も追い風となり、

製造業の企業業績を反映した日経平均も56年ぶりとされる続伸を記録し、雇用関係の数値も堅調に推移している。この持続の鍵として、人手不足の深刻さ、有名企業で生じた経営の綻び（無資格者検査やデータ改ざん）、人口減少で所有者不明の土地が増加していることによる損失（再開発や農地集約の妨げ）等、将来的なリスク要因の指摘がなされている。

### 【貨物運送】 【野田】

これから年末にむけた輸送量増加に期待する。

### 【輸出入】 【県内全域】

10月の売上は前月比及び前年同月比は不変であった。

☆地域経済の活性化や地域社会の発展に貢献☆  
平成29年度 千葉のちから「中小企業表彰」



(1) 中小企業表彰 2社

名称等	表彰の理由(概要)
1 (有)精工堂電器商会 (千葉県電機商業組合)	○高齢者等の地域住民に対し、電気関係の困りごとを解決する「NPO法人あなたの街の電気屋さんが見守り隊」の設立に関与し、事務局を担っており、地域住民の安心安全、街づくりに貢献している。 ○千葉県電機商業組合の海匠支部において指導的役割を担っており、20年以上の長きにわたり、組合事業を推進・牽引し、組合及び業界の発展に大きく寄与した。
2 (株)マルタカ (流山工業団地(協))	○印刷からスリット加工、製袋の一貫生産による製品提供を行い、同業他社との競争優位性を確保することで、高い顧客満足度を得ている。 ○環境マネジメントに自発的かつ主体的に取り組む、グリーンプリンティングや、ISO14001等の認定を受けている。

(2) 商店街表彰 2団体

名称等	表彰の理由(概要)
1 幕張ベイタウン商店街振興組合(所在地:千葉市)	○ベイタウンラーメンなどオリジナル商品の共同開発や、朝市や夏祭りなどの地域住民還元イベントを開催し、イベント開催時には親子連れなど約2万人が訪れている。 ○訪日外国人へのおもてなしを中心としたサービスを向上させるため、5か国語に対応した語学講習会を実施しながら、インバウンド対策の充実を図ってきた。
2 松戸東口商店会(所在地:松戸市)	○松戸まつりにおいて企画立案を担い、運営側の中心団体として行政や商工会議所等と連携しながら、地域住民をはじめ多くの来街者を呼び込んでいる。 ○毎月開催している東口商店会祭りでは、音楽やダンスなどのパフォーマンスも行われ賑わいを見せている。その他正月から年末まで、季節の折々にイベントを実施し、年間を通じて商店会全体が積極的に活動に取り組んでいる。

(3) 従業員表彰 2名

氏名(敬称略)	勤務企業等	業種	所属組合
1 内山 正 臣	(株)秋葉商店(茂原市)	化粧品・日用品卸売業	茂原卸商業団地(協)
2 小 菅 幸 二	(株)北口ショップエフアンドブイ(松戸市)	野菜・果実小売業	松戸市青果物商業(協)

◎詳しくは千葉県HP(ホーム)しごと・産業>商工業>中小企業・産業振興政策>中小企業に対する支援策>千葉のちから中小企業表彰)をご覧ください。

## 第69回中小企業団体

### 全国大会開催

全国中小企業団体中央会と長野県中小企業団体中央会は、10月26日（木）「キッセイ文化ホール」（長野県松本市）において、第69回中小企業団体全国大会を開催した。

今大会は、「団結は力 見せよう 組合の底力！」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等2千5百名が参集した。わが国の中小企業、日本経済の復興とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織の復興を図るため、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性について決議した。

▼中小企業団体全国大会：毎年一回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指しています。また、組織、金融、税制、労働及び商業の各分野別に専門委員会を設置し、その時々々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の

意見が施策に反映されるよう努めています。

#### 【大会内容】

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）

表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等

大会宣言

決議事項

Ⅰ. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

1. 景気回復を実感できる対策の加速化

2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

3. 中小企業組合等に対する支援の拡充

Ⅱ. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

1. 事業承継等支援の拡充

2. 官公需対策の強力な推進

3. 海外展開に対する支援の拡充

4. まちづくりの拡充推進・商業集積に対する支援の拡充、商

取引の適正化

取引の適正化

Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

2. 福島復興・創生に向けたきめ細やかな対策の実施

3. 地域の防災・減災対策の強化

Ⅳ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

2. 中小企業・組合税制の拡充

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

4. 卸売・小売業、サービス業、物流業に対する支援の拡充

5. 優位的地位の濫用に係る独占禁止法の執行強化

6. 中小企業実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

【優良組合】▽長生郡市再生資源（協）（代表理事）石川 修

【組合功労者】▽越部 圓（千葉

県貿易（協）代表理事）

【中央会優秀専従者】▽池澤 由寿

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹

設立支援部 主幹



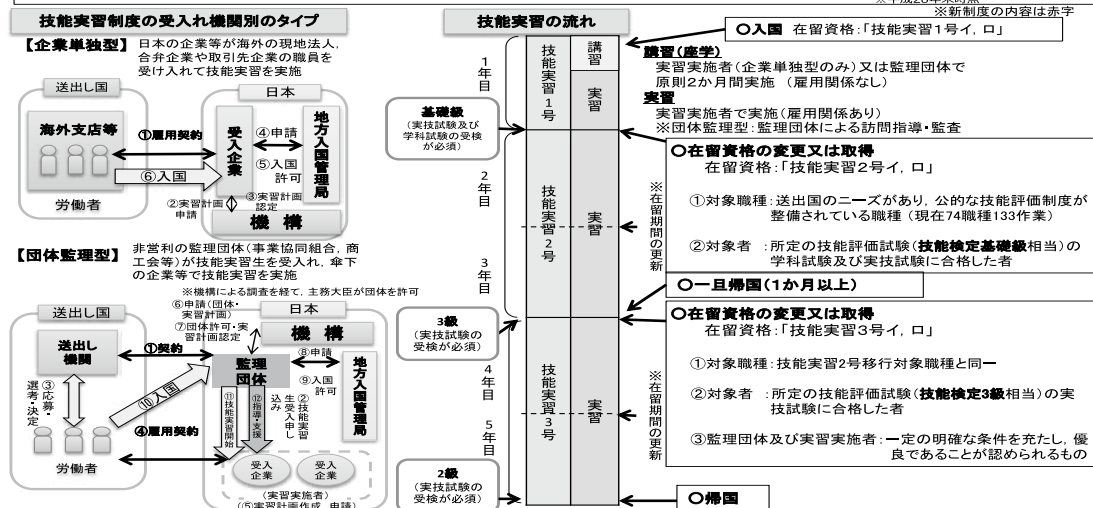
# 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」 (技能実習法) が全面施行されました

去る11月1日から技能実習法が全面施行され、新しい技能実習制度がスタートしました。新制度の主な概要は以下のとおりです。

技能実習法に基づく新制度の概要	
技能実習の 適正な実施	①技能実習の基本理念、関係者の責務及び基本方針の策定
	②技能実習計画の認定制(注)技能実習計画は、技能実習生ごとに作成する必要があります。
	③実習実施者の届出制
	④監理団体の許可制
	⑤認可法人「外国人技能実習機構」の新設
	⑥事業所管大臣等への協力要請等の規定の整備及び関係行政機関等による地域協議会の設置
技能実習生の 保護	①人権侵害行為等に対する罰則等の整備
	②技能実習生から主務大臣への申告制度の新設
	③技能実習生の相談・通報の窓口の整備
	④実習先変更支援の充実
制度の拡充	①優良な監理団体・実習実施者に限定しての実習期間の延長(3年→5年)
	②優良な監理団体・実習実施者における受入れ人数枠の拡大
	③対象職種拡大(地域限定の職種、企業独自の職種、複数職種の同時実習の措置)

## 技能実習制度の仕組み(新制度の内容を含む。)

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約2.3万人在留している。  
※平成28年末時点



※詳細は、法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構のホームページ(下記参照)でご確認下さい。

- 法務省 [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00014.html)
- 厚生労働省 [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/global\\_cooperation/01.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/01.html)
- 外国人技能実習機構 <http://www.otit.go.jp/>

※本件に関するお問合せは、千葉県中小企業団体中央会 設立支援部(043-306-3285)までお問合せ下さい。

## 企業の皆様へ

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には**一定のルール**があります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、**ご注意ください**。

➤ 国家公務員は「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査の相手先等）**との間で、例えば以下の行為が禁止**されています。

- 金銭、物品等の贈与を受けること
- 無償の役務の提供を受けること（車による送迎など）
- 供給接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）

➤ 国家公務員は、「**利害関係者**」**以外**の事業者等との間でも、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供給接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

## 公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

【WEB】

公務員倫理ホットライン

検索



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、  
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

～事業主の皆様へ～

その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？  
— 年齢にかかわらず、均等な機会を —

労働者の募集・採用に当たって、年齢制限を設けることはできません。

- 求人票は年齢不問としながらも、年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定する行為は法の規定に反するものです。
- 形式的に求人票を年齢不問とすれば良いということではなく、応募者を年齢で判断しないことが必要です。
- 本人の希望と関係なく、一定年齢以上はパートタイムにするなど、応募者の年齢を理由に雇用形態、職種などの求人条件の変更を行うことはできません。
- 年齢にとらわれない、人物本位、能力本位の募集・採用をお願いいたします。

◆ 例外となる場合 ◆（雇用対策法施行規則第1条の3第1項）

例外事由 1号	定年年齢を上限として、その上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由 2号	労働基準法その他の法令の規定により年齢制限が設けられている場合
例外事由 3号 イ	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由 3号 ロ	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由 3号 ハ	芸術・芸能の分野における表現の真実性などの要請がある場合
例外事由 3号 ニ	60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる者に限定して募集・採用する場合